

福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表
 福井県屋外広告物条例(昭和三十九年七月一日福井県条例第四十五号)

改正案	現行
<p>(登録の申請)</p> <p>第三十一条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名および住所(法人にあつては、その商号または名称および主たる事務所の所在地ならびにその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ)の氏名。第三号において同じ。)</p> <p>二 福井県の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称および所在地</p> <p>(削る)</p> <p>三 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合においては、その法定代理人の氏名および住所</p> <p>四 営業所ごとに選任される業務主任者(第三十九条第一項の規定により選任される業務主任者をいう。第三十三条第一項第七号において同じ。)の氏名および所属する営業所の名称</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第三十三条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、または第三十一条第一項の登録申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第三十一条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名および住所(法人にあつては、その商号または名称および主たる事務所の所在地。第四号において同じ。)</p> <p>二 福井県の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称および所在地</p> <p>三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>四 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合においては、その法定代理人の氏名および住所</p> <p>五 営業所ごとに選任される業務主任者(第三十九条第一項の規定により選任される業務主任者をいう。第三十三条第一項第七号において同じ。)の氏名および所属する営業所の名称</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第三十三条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、または第三十一条第一項の登録申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>一 第四十三条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 屋外広告業者（第三十条第一項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第四十三条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p> <p>三 第四十三条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>四 この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人で、その法定代理人が前各号 または次号 のいずれかに該当するもの</p> <p>六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>七 営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p>	<p>一 第四十三条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 屋外広告業者（第三十条第一項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第四十三条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p> <p>三 第四十三条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>四 この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>七 営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p>
<p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>	<p>2 略</p>